

名古屋サッカー協会 4種委員会規約

(名 称)

第1条 本委員会は、名古屋サッカー協会4種委員会と称する。

(事 務 局)

第2条 本委員会の事務局は、名古屋サッカー協会4種委員会委員長事務所に置く。

(名古屋市守山区大永寺町 232 番地)

(目 的)

第3条 本委員会は、名古屋サッカー協会に加盟登録しているチームの相互の親睦を深め、名古屋サッカー協会との連携を密にして、サッカーの技術向上を図り、心身共に健全で礼儀正しい少年の育成を目的とする。

(事 業)

第4条 本委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

1. 名古屋サッカー協会4種委員会の主催する大会
2. サッカーの技術指導及び普及発展のための活動
3. その他本委員会の目的を達成するための事業

(事業の遂行)

第5条 前条の事業を遂行するために名古屋サッカー協会4種委員会に理事会を組織し、事業の立案・計画等を協議し運営にあたる。

(組 織)

第6条 本連盟は、名古屋サッカー協会4種委員会に加盟登録しているチームを以て組織する。

(役 員)

第7条 本委員会に次の役員を置く。

理事7名

- ・理事は、委員長及び総務・競技・技術・トレセン・審判・キッズ委員長で構成する。

(役員を選出)

第8条 ・委員長は、理事の互選により決定する。

- ・他の理事は、各委員会より選出された者とする。

(役員の任期)

第9条 ・本委員会の役員任期は2年とし、再任は妨げない。

- ・補欠のため適任されたものの任期は、その前任者の残任期間とする。
- ・役員は、任期終了後も後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

(役員職務と権限)

第10条 1. 委員長は、本委員会を代表し、職務を統括する。
2. 本委員会には、総務・競技・技術・トレセン・審判・キッズの各専門委員会を置き、委員長はそれぞれの委員会の責任者とする。

(理事会の開催)

第11条 本委員会は、理事会にて行事報告ならびに行事計画、予算等を審議する。理事会は必要に応じて委員長が召集することができる。

(予算・決算)

第12条 1. 毎年度の予算は、理事会で審議・決定し、名古屋サッカー協会総会にて報告する。
2. 毎年度の予算は、会計年度終了後会計監査へ経て、理事会で審議・承認し、総会にて報告する。
3. 本委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日を以て終わるものとする。

(規約改正)

第13条 本規約は、理事会で理事の3分の2の賛同を以て改正することができる。

(細 則)

第14条 本委員会に必要な規則は、理事会の決議を経て、別に定める。

(付 則)

第15条 本規約は、1994年4月1日より施行する。

第16条 本規約は、1997年3月21日一部改正。

第17条 本規約は、2005年4月 1日一部改正。

第18条 本規約は、2022年4月 1日一部改正。